

令和7年竹田市農業委員会第7回総会議事録

1. 日 時 令和7年7月7日(月) 午後2時17分～午後2時55分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子
13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 事務局次長：中村美智子、馬場勇二 係長：伊藤慎弥

6. 議事

議案第47号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 14件

議案第48号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 13件

議案第49号 農用地利用集積計画の承認について(大分県農業農村振興公社へ所有権移転) 1件

議案第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 9件

議案第51号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第52号 非農地証明について 7件

会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は13人で定足数に達しています。

(14時17分)

議長

只今から令和7年竹田市農業委員会第7回総会を開会いたします。本日の議事日程はタブレットに配信してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は2番 改木謙士委員、3番 猪九州男委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第14号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が9件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第47号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 14件

議案第48号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 13件

議案第49号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） 1件

議案第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 9件

議案第51号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第52号 非農地証明について 7件

以上、46案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第47号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第47号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものです。1番と9番の案件は10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。2番の案件は9年1カ月間の使用貸借による権利の設定を行うものです。3番の案件は7年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。4番と12番の案件は5年間の貸貸借による権利の設定を行うものです。5番の案件は5年8カ月間の貸貸借による権利の設定を行うものです。6番から8番、10番、13番および14番の案件は5年間の使用貸借による権利の設定を行うも

のです。11番の案件は9年9カ月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今議案第47号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第47号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。よって、議案第47号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第48号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。
議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 甲斐主任

議案第48号の農用地利用集積等促進計画案は、先程議案第47号で承認いただいた案件について農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議案第48号の1番の借り手は〇〇〇〇〇です。

2番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

3番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

4番と5番の借り手は〇〇〇〇〇です。

6番の借り手は〇〇〇〇〇です。

7番の借り手は〇〇〇〇〇です。

8番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

9番の借り手は〇〇〇〇〇です。

10番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

11番の借り手は〇〇〇〇〇です。

12番の借り手は〇〇〇〇〇です。

13番の借り手は〇〇〇〇〇です。

1 番から 8 番、10 番、12 番および 13 番の選定理由は、当該農地に係る農業を担う者である。9 番と 11 番の選定理由は、当該農地にかかる農業を担う者ではないが市町村が地域計画の達成に資すると認めるものです。

議長

只今議案第 48 号について、担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

11 番 工藤明秀委員

12 番ですが、借り手はかなり年配な方ではありませんか。畜産をしていたがそれをやめたが耕作は大丈夫ですか。

農政課 甲斐主任

高齢な方でしたので支所にも確認しましたが、現在中山間の役員もされておりお元気で大丈夫ということです。

9 番 本郷敦子委員

うちの近くの人でも 94 歳になる方がいますが、トラクターに乗って作業をしており元気のいい方は元気がいいので一概に年齢で判断できないのでは。

議長

皆さんいいでしょうか。他にないですか。ないようですので質疑を終結いたします。議案第 48 号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第 48 号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の甲斐主任は退席してください。

(14 時 28 分)

議長

再開します。議案第 49 号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第 49 号の案件は所有者が規模縮小を希望しており、近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るた

め譲受人 大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

　　今只議案第49号について事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
（なしの声あり）

議長

　　ないようですので質疑を終結いたします。議案第49号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

　　全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第49号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

　　続いて議案第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

　　議案第50号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字君ヶ園字キリハタ〇〇〇〇ほか3筆 田4筆 合計面積3,579平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は4,807平方メートルです。

議長

　　5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

　　議案第50号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台、歩行型動噴1台、小型農機具1台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

　　続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第50号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字倉木字森前〇〇〇〇田1筆 面積1,167平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は1,167平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第50号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は現在持っていません。この方は東京から帰ってきた人で、お兄さんが農機具屋をしているので借りるそうです。稲作をする予定で農地を荒らすことはないと確認しました。農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第50号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町馬場字馬場〇〇〇〇畑1筆 面積264平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は264平方メートルです。

議長 1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

議長 1番 山本昭雄委員

議案第50号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は自己所有はありません。野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第50号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町恵良原字塔ノ木〇〇〇〇畑1筆 面積1, 139平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は1, 139平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第50号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は耕うん機1台、刈払機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゑまゝす。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第50号の5番の案件は祖父から孫への贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町陽目字竹小野〇〇〇〇ほか1筆 田1筆 畑1筆 合計面積5, 172平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は68, 006平方メートルです。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第50号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は4人です。農機具はトラクター5台・田植機1台・耕うん機2台、乗用管理機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゑまゝす。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第50号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町田代字下原〇〇〇〇畑1筆 面積867平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は19,142平方メートルです。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第50号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター3台・コンバイン1台・田植機1台・草刈り機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゝえまゝす。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第50号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字有氏字堀田〇〇〇〇畑1筆 面積294平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は294平方メートルです。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第50号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は今のところ持っておりません。果樹中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゝえまゝす。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第50号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字長湯字筒井〇〇〇〇ほか2筆 田3筆 面積8,227平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は8,227平方メートルです。

議長

1番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

1番 工藤明秀委員

案第50号の8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は耕うん機1台、草刈り機1台、苗抜き機購入予定1台、杉苗栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまふ。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えまふ。

議長

続いて9番の説明を事務局に求めまふ。

事務局

議案第50号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字長湯字横枕〇〇〇〇ほか2筆 田3筆 面積4,413平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は46,426平方メートルです。

議長

1番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

1番 工藤明秀委員

議案第50号の9番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター3台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・野菜・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまふ。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えまふ。

議長

只今、議案第50号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第50号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第51号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第51号1番の案件は、申請地 竹田市荻町馬場字浦久保〇〇〇〇ほか1筆 田2筆 合計面積769平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は農家住宅用地です。申請者は自宅が中九州横断道路の工事に伴う立ち退きとなったため当該地に自宅を新築する計画です。排水は合併浄化槽を経由して流す計画で荻柏原土地改良区の承諾も得ています。工事期間は許可後から令和8年3月31日までを予定しています。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第51号1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第51号2番の案件は、申請地 竹田市久住町大字白丹字桐尾野〇〇〇〇ほか2筆 田3筆 合計面積5,694平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は植林です。

申請地は獣害等により農地としての管理が難しく、植林して山林として管理する計画です。雨水は自然浸透する計画で転用行為は令和8年3月10日から同年4月10日までを予定しています。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。なお面積が3,000平方メートルを超えているため大分県農業会議の常設審議会の意見聴取を要する案件です。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第51号2番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第51号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第51号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第51号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第52号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第52号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市大字平田字柿木〇〇〇〇ほか5筆 登記地目 田4筆 畑2筆 合計面積4,287平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地のうち〇〇〇〇は昭和60年頃から、〇〇〇〇と〇〇〇〇、〇〇は、昭和50年頃から放棄地となっており現況は原野となっています。〇〇〇〇と〇〇〇〇は亡父が令和3年に農地法第4条転用許可を受けて植林しましたが地目変

更登記ができないまま相続し現在に至っています。

議長

6 番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6 番 児玉淳一委員

1 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野等になっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第52号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市大字倉木字下之原〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積53平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が相続した平成12年時点ですでに原野となっており現在に至っています。

議長

1 番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1 番 山本昭雄委員

2 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第52号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市久住町大字久住字鶴ヶ笹〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積3,698平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は昭和60年頃、近くにクロスカントリーコースができ駐車場として利用しており現況は雑種地となっています。

議長

10 番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は雑種地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第52号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市久住町大字白丹字下泉〇〇〇〇ほか2筆 登記地目 田3筆 合計面積2,794平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が平成29年に農地法第4条転用許可を受けていましたが変更登記を失念しており現況は山林となっております。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第52号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市久住町大字白丹字北向〇〇〇〇登記地目 田1筆 面積723平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が昭和60年に農業用倉庫を建て現在も農機具置き場等として利用しており現況は宅地となっております。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて6番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第52号の6番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市久住町大字有氏字堀田〇〇〇〇
登記地目 畑1筆 合計面積247平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していま
したが高齢のため平成15年頃から農地としての管理が出来なくなり現況は原野となっています。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

6番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野となっております。現状からみて農地への
復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて7番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第52号の7番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市直入町大字上田北字城後〇〇〇〇
登記地目 畑1筆 面積145平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は狭小で獣害もひどく平成
15年頃から農地としての管理が出来なくなり現況は原野となっています。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

7番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野となっております。現状からみて農地への
復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今議案第52号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第52号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第52号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして令和7年竹田市農業委員会第7回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時55分)